

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年3月24日（月）16時42分～17時25分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授

<諮問会議議員>

議員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー
----	-------	---

<自治体等>

石毛 直樹	成田市	企画政策部 部長
松本 整	成田市	企画政策部国家戦略特区推進課 課長

<関係省庁>

越尾 淳	総務省	自治行政局公務員部公務員課 課長
片山 良太	総務省	自治行政局公務員部公務員課 理事官

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局 審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局 参事官
坂本 弘毅	内閣府	地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 地方公共団体からの空港会社への職員派遣に係る特例
- 3 閉会

○水野参事官 それでは、お時間になりましたので、国家戦略特区ワーキングヒアリング

を開始させていただければと思います。

本日の議題ですが、「地方公共団体からの空港会社への職員派遣に係る特例」で、成田市様、総務省様に、オンラインにて、御出席いただいております。

本日の資料ですが、成田市様、総務省様から、御提出いただいております。

そのうち、成田市様から、資料と議事録につきまして一部非公表としたいという申出がございました。したがって、座長にお諮りさせていただきたいと思います。内容といたしましては、協力いただいている民間企業から、企業の人事に関する情報であるため該当資料につきましては非公表として取り扱ってほしいという御意見の下、御提出いただいたものでございます。つきましては、該当ページとそこに関する御発言があった場合には該当箇所の議事録を一部非公表とさせていただきたいというものでございます。

○中川座長 結構です。

○水野参事官 ありがとうございます。

本日の進め方でございますが、まず、資料の説明を、成田市様から5分程度、総務省様から5分程度で行っていただき、その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長、議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、「地方公共団体からの空港会社への職員派遣に係る特例」に關します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、成田市から、御説明をお願いいたします。

○石毛部長 成田市企画政策部長の石毛と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、本市からの提案について、説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本提案につきましては、国では既に制度化されております民間企業との人事交流の地方版を現行制度の特例で実現させるため、民間企業から地方公共団体への出向と地方公共団体から民間企業への派遣に關しまして、令和4年2月に国家戦略特区の規制緩和を提案させていただいたものでございます。このうち、民間企業から地方公共団体への出向に關しましては、令和5年3月に全国措置化ということで既に実現しておりますが、本日は、もう一方の地方公共団体から民間企業への派遣の特例に關して皆様に御検討をお願いするものでございます。

それでは、資料を御覧いただきまして、1ページ目をお開きください。現在の成田空港を取り巻く動向についてであります。千葉県が昨年の国家戦略特区ワーキンググループにおきまして提出した資料を引用しておりますが、空港会社が設置しました『新しい成田空港』構想検討会から構想とりまとめ2.0が発表されまして、旅客ターミナルの再構築などの将来像が示されたところであります。特に地域と空港の一体的な発展に向けましては、エアポートシティの実現に向けた考え方が示されております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。地域と空港の一体的な発展に向けましては、

空港会社等との相互理解や連携を深めることが重要でありまして、その手段の一つとして地方公共団体と空港会社等との間の人事交流が考えられるところですが、地方公務員は国家公務員のように民間企業との人事交流の仕組みが構築されていない状況にあります。国家公務員につきましては、官民交流法によりまして、国家公務員の身分を保有したまま国から民間企業への派遣が可能であります。地方公務員がその身分を保有したまま派遣できますものは、派遣法に基づき、地方公共団体の人的支援が必要と認められる公益的法人のみとなっております。民間企業は対象とされていないということでございます。

次に、3 ページを御覧ください。今回の特例の内容であります。上段が令和5年3月に全国措置化されました民間企業からの在籍出向に係る特例になります。本日御検討いただく内容は、下段の派遣法に係る政令の特例となります。現状において政府出資100%の株式会社の一部については派遣法に基づく派遣が認められておりますが、同じく政府出資100%にもかかわらず、成田国際空港株式会社には派遣が認められておりません。現在は、成田空港の更なる機能強化が国家プロジェクトとして着実に進められている中にありまして、また、『新しい成田空港』構想が取りまとめられまして、より深度化が図られているところでもあります。そうしたことから、空港と地域が一体となりまして地方創生の取組を推進するため、派遣法に基づく空港会社への市職員の派遣を特例で認めていただきたいという提案となります。

説明は、以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省様から、御説明をお願いいたします。

○越尾課長 総務省自治行政局公務員部公務員課長の越尾と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、御多忙のところ、委員の皆様方、また、成田市の皆様方にも御参加いただきまして、このような説明をさせていただく機会を頂戴しましたこと、まず、冒頭、一言御礼申し上げます。

それでは、お時間も限られているかと思っておりますので、早速、内容の説明をさせていただきます。

今の成田市様からの御提案につきましては、これまでもやりとりをさせていただいているところがございますので、そのお求めの必要性などについては、真摯に受け止めさせていただき、また、これまでも議論させていただいたところがございますが、改めまして、私どものひとまずの原則や立場ということで、お時間をいただいて御説明させていただきます。今日御提案いただきました部分につきましては、国家戦略特区の令和3年度分の御提案として既に検討要請をいただいております。何度も文書あるいは対面でのやりとりも成田市様とはさせていただいているところがございます。当方としては、真摯に、かつ、丁寧に御説明させていただいてきたつもりではございますが、そういった部分でもし至らざる部分がありましたら、この場を借りておわびを申し上げたいと思っております。その上で、

資料に記載しておりますとおり、令和5年に既に公表させていただいております回答におきまして、この御提案につきましては基本的に実現が難しいということでお示しさせていただいております。これまでの回答と同様になりますけれども、改めてこの機会に御説明させていただきます。

まず、当方提出資料中の（参考）という今表示していただいている枠内の一つ目のポツに記載にありますとおり、公益法人等への一般職の地方公務員派遣等に関する法律、長いので以下は「派遣法」と申し上げますけれども、この派遣法第2条に規定しております職員の派遣については、本来公務に従事すべき地方公共団体の職員を公益的法人等にその職を保有したまま派遣し、当該公益的法人等の業務に専ら従事させることができるものでございます。この派遣法の第2条第1項第3号におきまして、派遣できる法人を政令で定めることとしておりますが、この法人については、法律上、その業務の全部または一部が当該地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるもので、営利を目的するものを除く、としております。御提案の成田国際空港株式会社、以下、「NAA」と呼ばさせていただきますけれども、NAAは、この営利を目的とするものに該当するものでございまして、御提案のように政令に追加することはできないということで、回答させていただいてきているところでございます。

なお、二つ目のポツに記載のとおり、御提案いただいたような人事交流や職員の人材育成を図るための民間企業への職員派遣につきましては、現行の制度下におきましても職務命令に基づく研修派遣としての実施も可能でございまして、これにより派遣先での業務体験を通じた職員の人材育成を図ることができるようになっております。また、他の地方公共団体でも行われておると承知しておりますけれども、一旦地方公共団体を退職した上で民間企業に派遣いたしまして、派遣終了後、復職するという、いわゆる退職出向・退職派遣も考えられると思っております。

これまで、担当レベルでも話し合いをさせていただく中で、現行制度においても今御説明した形でのNAAへの職員派遣といった形ができるということをお示ししてきたところでございますが、冒頭に御説明いただきましたとおり、この派遣法の政令への追加でなければできないという致命的な支障が何かあるのかという点について、我々は十分に理解が及んでいないところがあるかもしれませんので、もしそういったどうしてもこの政令によらなければならないのである、という御説明があるのであれば、この機会に是非お聞かせいただきたいと思っております。また、他方で、今私どもから御提案させていただいたような現行法制下でも行えるような仕組みについて、こういった点が分からないとか、こういった点に問題があるのではないかと御懸念がありましたら、これまでも御説明してきているつもりではございますが、またより一層丁寧に御対応させていただきたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、総務省様からも御質問がありましたけれども、成田市様に少しお伺いさせていただければと思います。研修派遣や退職出向という形ではなくて派遣法第2条に基づく在職派遣を進めたいという理由につきまして、成田市様から、御説明いただければと思います。

○松本課長 成田市国家戦略特区推進課長の松本と申します。本日は、よろしくお願いたします。

ただいま御質問いただいた件でございますが、まず、研修派遣の場合、研修派遣となりますと、まずは、目的が職員の資質向上というところで、仮に空港会社で研修生として派遣先の業務に従事する場合にあっても、市の職員の身分になってしまっ、結果的には業務遂行上の責任や権限が限定されることになってしまうのではないかと考えております。また、研修派遣の場合、給与は派遣元の市が全額負担することとなりますので、専ら民間企業の業務に従事して空港会社に対する人的な支援をすることに対して公金を支出することとなりますので、例えば、派遣する職員の年齢、職位、その期間、派遣先で従事する業務に慎重な検討が求められるとともに、その研修効果を明確にする必要があるものと考えております。成田市が空港会社と行いたい職員派遣は、あくまで派遣先の社員としての身分を持って、先ほど部長から説明を差し上げました成田空港の更なる機能強化に向けて地方と空港が一体になって地方創生を推進するという目的で、公務としてではなく、派遣先の業務に専ら従事する空港会社への人的支援を目的とするものでありますので、研修生としての派遣はなじまないと考えております。まさに派遣法に基づく派遣を行うことが法的に適切であると考えております。

もう一方の退職派遣について、退職派遣でこれまで総務省さんから御提案いただいていたものは、地方公務員法の規定に沿った形でできるのではないかというお話をいただいております。しかしながら、この地方公務員法の根拠規定になるものは、5ページに資料があるかと思うのですが、地方公務員法の退職管理に関する規定に書かれている内容でございます。必ずしも派遣ができるという根拠法令ではないと捉えております。派遣法にも特定法人への退職派遣という制度が規定されているのですけれども、派遣職員の身分保障や処遇確保に関する規定がしっかりと規定されているのですけれども、地方公務員法のこの規定に基づいて行うとなると、そのあたりの規定が全くないところがございます。一つ、事例を挙げますと、地方公務員法の条件付採用という規定はあるのです。仮にこの退職派遣をして市の職員として戻ってきた場合に、派遣法とは異なりまして、この条件付採用という規定が適用になります。民間企業でいう試用期間に当たるもので6か月間、条件付採用となって、正式採用とならないのです。6か月間の能力実証を経ないと正式採用にならない、新人職員と同じような扱いになってしまうというところは、一例ではござい

ますけれども、身分保障が図れないというところから、こちらによる退職派遣も難しいものと考えております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに御発言はありますでしょうか。

総務省様にお伺いしたいのですけれども、成田空港株式会社は営利法人であるから派遣法の政令の対象にはならないのだというお話でしたけれども、これは成田空港株式会社のどの規定をもって営利法人であると総務省様として認識しているということなのでしょうか。

○越尾課長 御質問をありがとうございます。

越尾でございます。

今、まさにNAAは株式会社でございますので、これをもって営利法人であるということでございます。

○中川座長 NAAは成田会社法で設立されているわけですが、多分その法人の性格はNAA法で規定されていると思うのですが、その規定のどこをもって営利法人だという認定をされているということでしょうか。

○越尾課長 繰り返してございますけれども、基本的に法人形態というところで判断しておりまして、現在、私どもの派遣法の政令の中では113の法人または法人類型と規定しております。ここに規定されている法人のほとんどが、医療法人、独立行政法人、国立大学法人、組合、社会福祉法人、商工会、土地改良区、特殊法人、認可法人、特別民間法人など、いわゆる営利・非営利の法人類型の区分で申し上げますと、利益分配や残余財産の分配を構成員に行わないという意味での非営利法人でございます。例外的に、株式会社形態の日本政策金融公庫など、ごく一部、規定しているものもございますが、基本的に、今ほど申し上げたように、いわゆる利益分配を構成員間・株主で行わない非営利法人に限定しているということが大筋だということでございます。

○中川座長 利益分配規定があることをもって営利法人としているということで、よろしいでしょうか。

○越尾課長 逆に申し上げますと、今、私から申し上げましたが、基本的には株式会社形態でございますので、いわゆる配当や残余財産の分配を株主などで行うわけでございますけれども、今申し上げました日本政策金融公庫や国際協力銀行は政令で書いてございます。この法律の規定上、国が、株式を売却しないというか、その株式を持ち続ける、分配をしないということが法定されておりまして、そういった担保をもっていわゆる営利法人における営利性が否定されていると整理させていただいております。

○中川座長 NAAは剰余利益について国交大臣の認可が必要だという規定がありますけれども、それをもって普通の営利法人と明らかに異なると思うのですけれども、それが派遣法の認定には至らないということは何でなのでしょうかね。

○越尾課長　そこは、今、派遣法の政令のメルクマールで申し上げますと、この営利を目的としないものという判断基準につきまして、内閣法制局とも議論させていただいてこれまで整理させていただいた経緯から申し上げますと、発行済株式の総数を国が保有していること、これが法律上で義務付けられていること、また、法人税法の第2条第1項第5号という規定に「公共法人」とございまして、これは別表があるのですが、この別表に記載されていることをもちまして、営利を目的としない法人であるという整理をさせていただいております。これ以外にも、不特定多数の者の利益の増進への寄与を目的とする法人であることとか、いくつかございませけれども、営利のところだけに限った分で申し上げますと、今御説明したとおりでございます。

以上でございます。

○中川座長　総務省様の今言った基準は113の政令に定められた法人に対して全部適用されているという理解でよろしいのでしょうか。

○越尾課長　より正確に申し上げます。今ほど申し上げた株式会社形態でも載っているものは一部ございまして、今ほど御説明の中で申し上げた日本政策金融公庫と国際協力銀行につきましては、今ほど申し上げた法律上のそういった規定のある法人でございます。それ以外の例外として1個ございまして、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構という認可法人が含まれております。こちらにつきましては、今ほど申し上げたような分配や残余財産についての法律の規定はないのでございませけれども、まさに東日本大震災という未曾有の震災からの復興の関連法人だということでございまして、今の113法人の類型の中には、ほかにも福島復興関連の「F-REI」と言われる福島国際研究教育機構なども含まれているところがございますけれども、そうしたいわゆる東日本大震災関連のものは特例的に入っているということでございます。

以上でございます。

○中川座長　分かりました。原則的にその二つの基準が適用されているけれども、例外はいくつかあるというお答えをいただきました。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理　ありがとうございます。

今御説明いただいていた点について、特例で改めて具体的に書いていただいている株式会社形態の法人がいくつかあるかですが、東日本大震災の関係については今ほど御説明いただきましたが、そうでないものについては実質的な理由はどこにあるのでしょうか。

○越尾課長　すみません、もう少し詳しくご教示いただけますでしょうか。

○落合座長代理　営利法人ですが、営利法人性は株式会社であれば等しく会社法・商法等において認められると思いますが、一方で、いかなる株式会社であっても営利法人性自体は否定できないと思います。逆に、その法人の中で一部の法人がここで認められている訳は、どういった理由でそれを例外として認めたということになるのでしょうか。

○越尾課長 繰り返していただいて、ありがとうございました。

そういう商法的あるいは会社法的な理解からおっしゃっていただくとそのとおりかと思うわけですが、繰り返しのようになってしまって恐縮ですが、株式会社形態を取りつつも、例えば、元々特殊法人形態であったことを由来としまして国が株式の全数を保有しているものはございます。まさにNAAは元々が公団でございますので、そういう意味では、途中までは同じところで来ているのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、一つ、その利益を構成員などの株主の間で分配しないというところを重視しております。公庫や国際協力銀行でございますと、法律上そういった規定が設けられているということをもちまして、そういった分配をしないということがしっかりと担保されているということをもって、メルクマールの一つとしているところでございます。また、法人税法上も、法人税のいわゆる支払いが免除される、いわゆる公共法人という類型に位置付けられていることもメルクマールとさせていただいているところです。私どもが提出している資料の一番下に最後に申し上げた点は書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、最初に御説明いただいた点は、政府において100%保有しているということであれば、当然ながら、民間が入ってくるとか、分配ができないということになると思いますので、そこは判断の一つの要素にされているということでもよろしかったでしょうか。

○越尾課長 ありがとうございます。

NAAも、現在、国土交通省が92%、財務大臣が8%、要すれば、全数、総数を政府が保有しているということは承知しているところでございますけれども、その後、株式の売却などに関するところや先ほど座長に御指摘いただいた分配が認可によってできるところが違ってくるところでございます。元々、NAAにつきましては、かつてはいわゆる完全民営化ということで株式の売却方針も示されていたところでございます。ただ、現状、その部分につきましては、私どもが追えている最新の閣議決定によりますと、引き続き民営化については検討中というステータスだと承知しております。いずれにしても、法律の規定がないこと、そうした検討中というステータスであることなどを併せ考えまして、また、公共法人という類型にも入ってきていないことから、ストレートに派遣法の政令に書かせていただくことは難しいのではないかとということで、別途の方法で実現する方法について御提案させていただいているという趣旨でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

法令で禁止されているかどうかということは、一つ、おっしゃられていましたが、今御説明があったところによれば、元々民営化で売却の方針があるかもしれない法人は含まれていて、かつ、法令ではなくて閣議決定をベースにして御判断されている点からすると、これは法律そのものではない、行政上の決定に基づいてお考えになられているように思います。そうであるとすると、成田空港などにおいても、一定のそういった状況が生じうる

ことが示されていないければ、当然、国が急遽何も理由なく売却することがあるのかという
と、成田についてそういうことが起こることは疑わしいと思います。状況が大きく変わる
ような御説明はなかったように思うのですが、いかがでしょうか。

○越尾課長 NAAについては禁ずる規定がないということでございますので、金融公庫や
国際協力銀行とは同じに扱えないということでございます。かつては完全民営化の方針を
示されていたということはNAAの話でございますので、NAAを含んでいないということはこ
れまでの我々の説明と整合的であるということでございます。

説明が至らず、失礼いたしました。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、売却の点はおっしゃっていただきましたが、ほかの法人は基本的に配当
も全て禁止されていることになっているのでしょうか。

○越尾課長 そもそも政府が全数の株式を持っておりますので、基本的に政府外には配当
はされないということであると認識しております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

多分全数の株式を持っているという点が大事ではないかと思えますことと、それが国に
よって突如売却されてしまうと前提が全く異なるということがあるとは思いますが、当
然ながら、政府の行動でもありますし、その部分については、急遽売却されることも直ち
に想定はできないようにも思われます。先ほどの閣議決定も見てそういう趣旨だとい
うことで補足の説明をいただいて、私も最初の御説明を理解できていなくて申し訳ございませ
んでした。そういう状況ではあると思えますので、実際には政省令等で書かれている場合
でも追加等を行ってできるようにするというところで、本質的に大きく異なるような状況は
招来しないのではないかともしましたので、この点はよく御検討いただきたいと思いま
した。

私の意見は、以上です。

○中川座長 ほかの先生方はいかがでしょう。

もう1点だけ。本質的に、2条件を原則にしていることの意味はどこにあるのかとい
うことを御質問させていただきます。国家公務員法は基本的に民間との交流をかなりフレキシ
ブルに認めていますけれども、何となく、地方公務員についてはその2条件をかなり厳密に
適用して民間との人事交流を制限しているように見えるのです。何を担保しようとしてこ
のような厳格な運用をしていると考えればよろしいのでしょうか。

○越尾課長 座長、ありがとうございます。

まず、国家公務員の方につきましては、先ほど成田市さんからお話ございましたが、
おそらく官民人事交流法に基づく交流のことをおっしゃっておられるのだろうと理解して
おります。所管外のことではございますけれども、知っている範囲で申し上げますと、官
民人事交流法につきましては、二つの目的があると理解しております。いわゆる交流派遣
で、国家公務員を民間企業に送ることによりまして民間の優れた効率的な経営の在り方を

学んで帰ってくるという人材育成の側面と、交流採用で、民間のまさにそういう効率的な業務運営とかに熟知した方を役所に入れることによって公務組織を活性化するという側面があるかと認識しております。他方、公益法人への地方公務員の派遣法につきましては、先ほど成田市さんからの発言の中でも何度も出てきましたとおり、いわゆる公益法人や第3セクター、地方公共団体の業務と関連がある法人につきましては、まさに人的支援のために行うということでございますので、人材育成といった面ではない形のスキームとしての法律でございます。一方、こういった派遣法に基づくスキームでございますと、その行える業務も、今日お示ししている資料の中では削られているかもしれませんが、派遣法第2条第3項なり第4項なりの人的支援という形で、公益法人などで業務をしていただくという部分の業務については、その自治体の業務と関連があるものと限定されたものになっております。就いていただく業務についてもその範囲に限定する形で法人と自治体の間で取決めを結んでいただいて派遣をするという形になりますので、それ以外の形態のいわゆる民間企業や法人への派遣という形もあり得ると思っております。特に今回の派遣法では専ら従事するということになっておりますので、例えば、週3日は法人で週2日は市役所の仕事という形態、まさに人材育成という形の研修派遣という形態も許容されているということになっております。

○中川座長 ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

成田市様、総務省様から、御説明をいただきました。ありがとうございます。

成田市様が目指されているところ、総務省様のお立場の理解が深まったと思います。総務省様からは、今の派遣法の趣旨に沿いまして、このような運用、仕組みになっているのだという御説明をいただいたところであります。その部分につきましては、非常に厳格な運用をしているけれども、東日本大震災関連のものにつきましては政策的な判断を入れて対象とするような判断もしていただいているということだと思います。派遣法の趣旨につきましては、原則そういうことだということは理解したつもりでございますけれども、今の派遣法はそうなっていたとしても、これから、地方公共団体と何らかの民間の団体の人事交流を経て、国策を進めていく、あるいは、人材のヒューマンキャピタルを上げていくということがあっても、将来の政策として、しかるべきではないかなと、私は思いました。

そこで、お願いしたいことは、落合委員からもありましたけれども、実態上の判断としまして、成田空港株式会社が、突然株式の売却を始める、剰余金を成田空港の管理・発展に支障を来すような形で配当するようなことは、実態上、おそらく起きないのだと思います。そのような観点から、実態上は起こらないであろうということを少し基礎に置いた上で、東日本大震災の復興も非常に重要な日本の国策でございますけれども、成田空港を世界の物流のハブにしていく、それをその地域として支援していく、地方創生の起爆剤としていくということについても、非常に重要な国策でございますので、そういった政策的な御判断も是非判断の中に入れて上での検討をいただければと思いました。そういう意味で、成田市様、総務省様で御検討を進めていただきたいとともに、内閣府におかれましても少

し意思疎通の円滑化に努力をしていただきたいと思います。

私からは以上ですけれども、御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

中川委員の今のお話をお伺いして、一つ、御質問したいと思うところが出てきました。先ほど総務省様から御説明いただいた東日本大震災関係の法人なのですけれども、お話を聞いていたら気になりました。最後に、その法人の株式や利益配当制限などの条件がどうなっているのかについて、総務省様にお伺いしたいと思いました。

○中川座長 お願いします。

○越尾課長 ご指摘の東日本につきましては、認可法人でございますので、配当なり処分につきましては、主務大臣の認可を得て行うということで、成田空港と似たような規定だと理解しております。政府ではなくて、預金保険機構などが保有しているということでございます。こちらは公共法人でございます。

○落合座長代理 国そのものに比べてやや間接的であるということは分かりました。

ありがとうございます。

○越尾課長 1点だけ、やや余計なことですが、東日本の機構につきましては、既に新規の業務は行っておりません。元々震災前からの債務の保証などを特に零細事業者の方について行っている法人でございます。新規の支援も行わないということです。おそらく、いわゆるある程度の期限、法律上は期限については書かれていないのですけれども、支援決定から15年以内に、支援を終了することになってございますので、そういう意味では、NAAと比べますと、期間の限定性がある法人だという点も付言させていただきます。

○中川座長 今の落合委員と総務省様のやりとりも含めて、総務省様、成田市様でコミュニケーションを再度取っていただきたく存じます。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「地方公共団体からの空港会社への職員派遣に係る特例」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。